

佐世保市重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

佐世保市

目 次

1章 計画の策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2章 計画の基本的な考え方	
1. 実施目的	3
2. 各分野の事業に共通する基本方針	3
3. 重層的支援体制整備事業の枠組み	4
3章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について	
1. 計画の位置づけ	6
2. 計画期間	6
3. 計画の策定・推進体制	7
4. 計画の進行管理を含む評価体制の確保	7
4章 包括的相談支援事業	
1. 包括的相談支援の体制等	8
2. 各相談支援機関の実施内容等	8
5章 地域づくり事業	
1. 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等	11
2. 地域づくり支援拠点の実施内容等	11
6章 多機関協働事業	
1. 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法	14
7章 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
1. アウトリーチを通じた継続的支援を担う体制等	15
2. コミュニティソーシャルワーカー	15
8章 参加支援事業	
1. 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等	16
2. 参加支援を行う際に活用可能な社会資源と想定される主な連携先	16
9章 関係機関間の一体的な連携に関する事項	
1. 関係機関の情報連携	17
2. 重層的支援会議の実施方法	17

1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

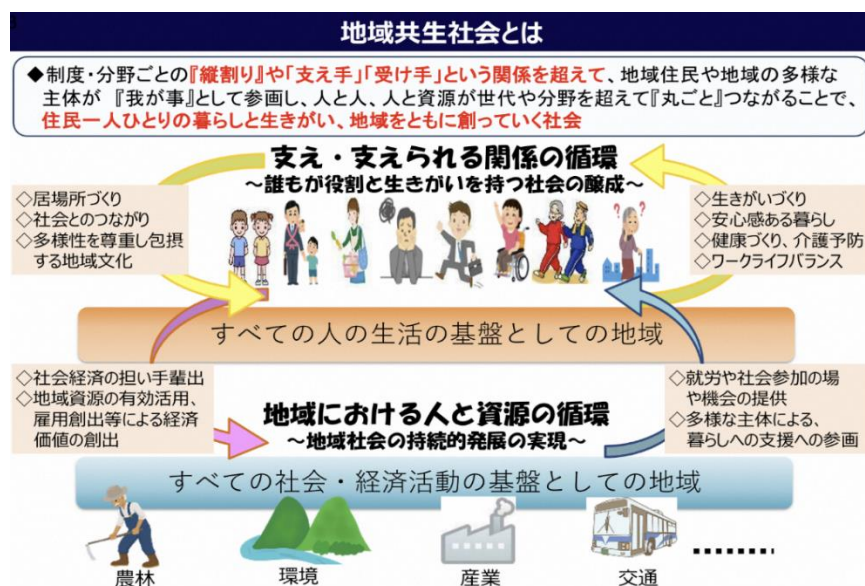
これまでの社会保障制度は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援など、分野・属性別に整備され、専門性の高い支援の充実が図られてきました。一方、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加、未婚・晩婚化の進行など、社会環境が大きく変化する中で、家族や地域の支え合いの機能は弱まりつつあり、個人や世帯が抱える課題は、複雑化・複合化しています。こうした状況においては、従来の分野別の支援体制のみでは、十分な対応が困難となっています。

このため、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)により改正された社会福祉法(昭和26年法律第45号)において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制の構築」を推進することとされ、その手段の一つとして、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

本市においては、令和6年3月に策定した「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」において、地域共生社会の実現に向けた重点プロジェクトとして「重層的支援体制の構築と推進」を掲げ、関連施策の推進を図っています。

このたび、令和5年度から取り組んできた重層的支援体制整備事業への移行準備事業の取り組みを経て、地域共生社会の実現に向けた体制の一層の強化を図る具体的な計画を定めるため、「佐世保市重層的支援体制整備事業実施計画」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

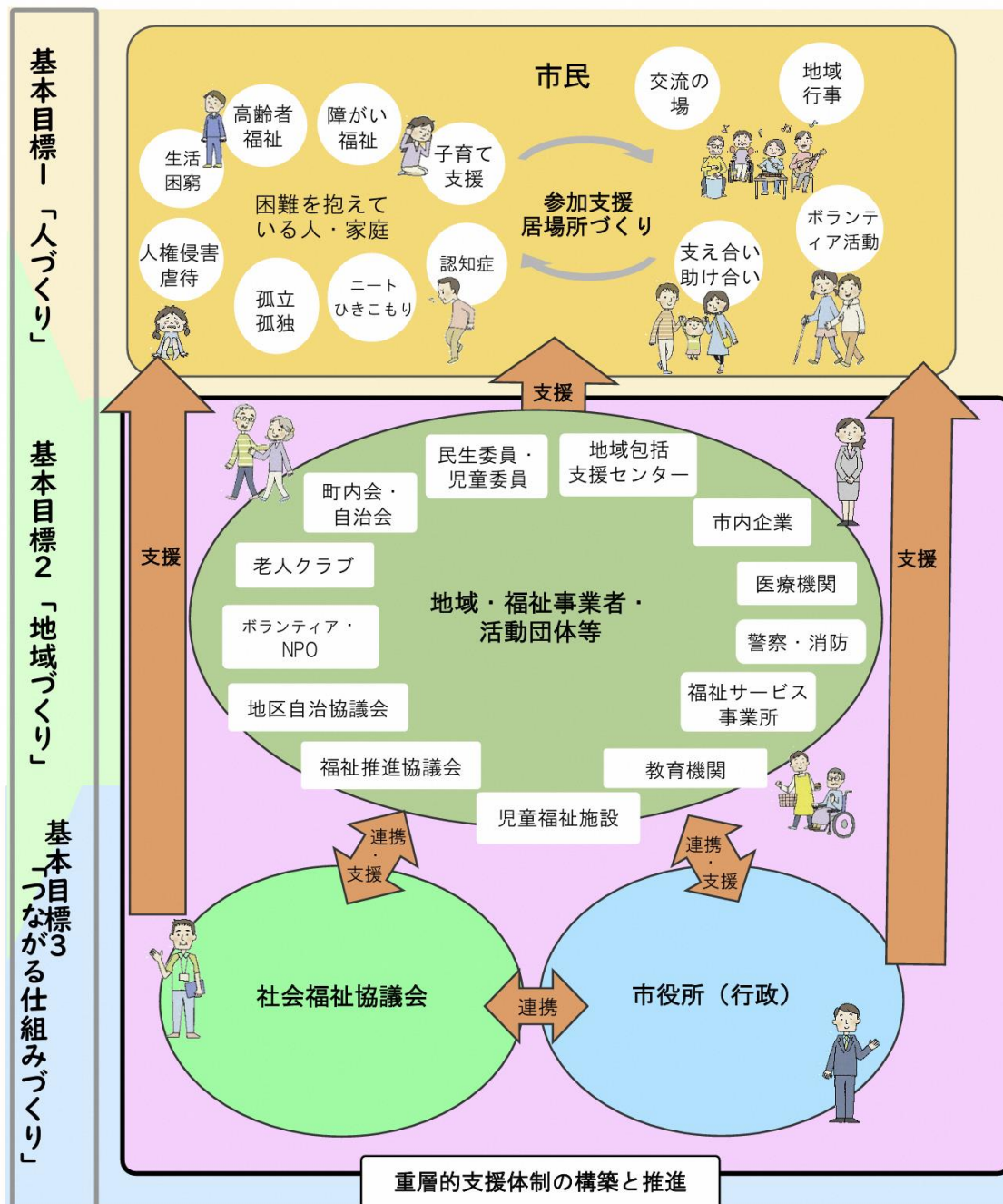
○地域共生社会



(出典:厚生労働省)

○佐世保市が目指す地域共生社会

本市では、市民・地域・福祉事業者・活動団体・社会福祉協議会・市のそれぞれが役割を担い、その責務を果たし、お互いに協力しながら「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。



（第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画）

2章. 計画の基本的な考え方

1. 実施目的

「包括的な支援体制」を構築するため、3つの実施目的を次のとおり設定しました。

(1)地域のつながりと支え合いを育む地域づくり

地域住民等※が、居場所や交流の場を通じて、つながり・支え合う関係性を築くことができる環境を整備します。併せて、講演会等を通じて、誰もが身近な困りごとを受け止める意識の醸成を図ります。さらに、誰もが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(2)地域生活課題※の早期発見と包括的な相談体制

地域住民等と支援関係機関の日常的な交流を促進し、顔の見える関係の構築を図ることで、地域住民等が相談しやすい環境を整備します。また、地域住民等が異変を把握した際には、早期に支援関係機関と連携・協働し、適切な支援につなぐ仕組みづくりを推進します。

(3)多機関協働によるチーム支援

支援関係機関が連携し、予防・早期対応と切れ目のないチーム支援を実施します。併せて、研修等を通じて分野を超えた学びと協働を促進し、社会資源を活用した継続的な伴走支援体制の構築を推進します。

また、庁内においても、切れ目のない一貫した支援を円滑に行うため、保健師の業務分担制から地区担当制への移行と連動した取り組みを行います。

※地域住民等

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（社会福祉法第4条第2項）

※地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（社会福祉法第4条第3項）

2. 各分野の事業に共通する基本方針

(1)高齢者の福祉

「高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり」を基本理念とし、包括的な福祉サービス提供体制や支援体制の整備等を推進し、分野横断的に重層的な支援を行うための体制づくりを推進します。

(2)障がい者の福祉

「障がいのある人もない人もお互いに一人の人間として尊重し合い、共に生き、共に過ごすことのできる「共生社会」の実現」を基本理念とし、障がいのある人の尊厳と自己決定を尊重し、地域で安心して生活できる環境の整備を推進します。障がい特性やライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、社会参加と就労の促進、権利擁護及び差別解消を図ります。また、地域のあらゆる住民が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

(3)子どもの福祉

「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」を基本理念とし、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援体制を整備し、地域ぐるみで子育てを支える環境を推進します。併せて、幼児教育・保育の質と量の確保、子育て家庭への経済的支援を総合的に展開し、子どもや若者と子育て当事者が健やかに成長するために、社会全体で支える取り組みを推進します。

(4)生活困窮者の福祉

社会の中で様々な要因から生活困窮状態に陥る方々を、生活保護に至る前の段階で早期に自立支援を実施するため、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給、学習支援などを行うことにより、生活困窮者の自立を促進していきます。

3. 重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、下表に示す枠組みに沿って取り組みます。

社会福祉法 第106条の4 第2項			佐世保市	
		事業名(国)	事業名	所管課
第1号	イ	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営事業	長寿社会課
	ロ	障害者相談支援事業	相談支援事業	障がい福祉課
	ハ	利用者支援事業	子ども子育て応援事業	すこやか子どもセンター
			子育て世代包括支援センター事業	
			妊婦等包括相談支援事業・妊婦支援給付金実施事業	
	二	生活困窮者自立相談支援事業	自立相談支援事業	生活福祉課
第2号	参加支援事業		重層的支援体制推進事業	保健福祉政策課 地域福祉推進室

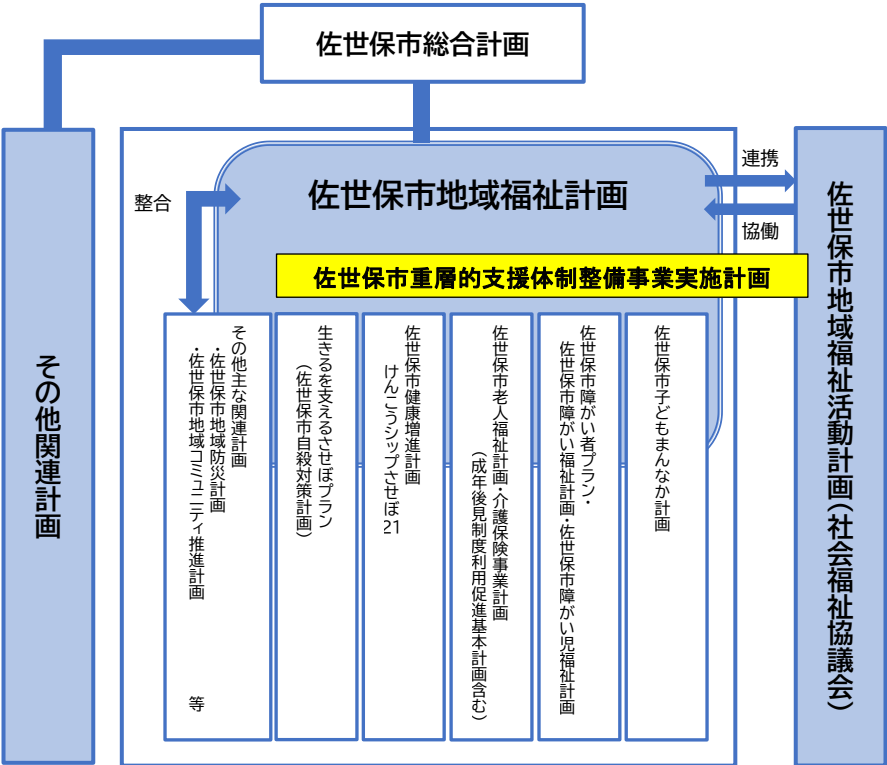
第3号	イ	地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業	長寿社会課
	ロ	生活支援体制整備事業	生活支援サービスの体制整備事業	長寿社会課
	ハ	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター事業	障がい福祉課
	ニ	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センター事業	保育幼稚園課
			公立保育所拠点機能事業	
			子育て支援啓発事業	
			幼児教育センター運営費	
		生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域子育て支援センター事業	子ども発達センター
			重層的支援体制推進事業	保健福祉政策課 地域福祉推進室
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	重層的支援体制推進事業	保健福祉政策課 地域福祉推進室
第5号		多機関協働事業 ※第6号支援プランの作成と一体的に実施	重層的支援体制推進事業	保健福祉政策課 地域福祉推進室

3章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定について

1. 計画の位置づけ

本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は、第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画で重点プロジェクトとして設定する「重層的支援体制の構築と推進」に資する計画であることから、両計画の附属計画として位置づけます。また、佐世保市総合計画を最上位計画とする各福祉分野の個別計画や関係するその他の計画との調和を図りながら策定します。



※地域福祉計画の範囲(二重枠の部分)
※「人づくり」「地域づくり」「つながる仕組みづくり」の3つの視点で他計画との整合を図ります。

2. 計画期間

本計画の期間は「第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画」と整合を図り、令和8年度から令和 10 年度までの3年間とします。

計画名	R8	R9	R10
第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画	→		
佐世保市重層的支援体制整備事業実施計画	評価・見直し →	評価・見直し →	評価・見直し →

3. 計画の策定・推進体制

重層的支援体制整備事業については、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会、都市整備部で構成する庁内関係課の重層的支援体制整備プロジェクトチームを推進機関とし、本計画の策定に取り組めます。

また、事業の円滑な推進を図るため、部会を設置し、専門的な調査・検討を行っていきます。

4. 計画の進行管理を含む評価体制の確保

本計画は、PDCA(計画－実施－評価－改善)のサイクルにより、各事業の実施状況の評価等を行い、次年度以降の取組に反映させていくため、毎年度実施します。

また、事業の評価等については、本計画は佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の附属計画として位置づけることから、佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画の諮問機関である「佐世保市地域福祉計画推進委員会」に意見を聴き、適切な進行管理に努めることとします。

4章 包括的相談支援事業

1. 包括的相談支援の体制等

介護、障がい、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行います。

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援関係機関と連携を図りながら支援を行います。また、各種支援関係機関との連携等では解決が難しい事例は多機関協働事業につないで、相談者の課題を整理し、連携を図りながら支援を行います。

設置形態	内容
基本型事業	介護、障がい、子ども、生活困窮分野の各相談支援の機能を基本としつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎ等を行い、地域住民の様々なニーズに対応します。

2. 各相談支援機関の実施内容等

(1) 地域包括支援センターの運営

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置個所数	運営形態
地域包括支援センター	介護	8か所	委託

(各実施機関)

機関名	対象圏域※
早岐地域包括支援センター	宮・広田、三川内、早岐、針尾・江上
日宇地域包括支援センター	日宇
山澄地域包括支援センター	天神・福石・木風、潮見・白南風
中部地域包括支援センター	小佐世保、戸尾・光園・山手
清水地域包括支援センター	金比良・赤崎・九十九、清水・大久保
大野地域包括支援センター	春日、大野、柚木、宇久
相浦地域包括支援センター	日野、中里・皆瀬、相浦・黒島・高島、浅子・小佐々
吉井地域包括支援センター	吉井、世知原、江迎、鹿町

※日常生活圏域の23か所

(2)相談支援事業

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、地域における障がいのある方や家族等、または障がい者相談支援事業者や関係団体からの福祉に関する相談支援の中核的な役割を担い、各種相談に応じ、情報の提供・専門的助言・指導、連絡調整などを行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置個所数	運営形態
させば地域基幹相談支援センター	障がい	5 か所	委託

(各実施機関)

機関名	対象圏域※
東部地域基幹相談支援センター	早岐、広田、三川内、宮、日宇
南部地域基幹相談支援センター	東明、日宇、福石、崎辺、山澄
中部地域基幹相談支援センター	祇園、山澄、清水、光海、愛宕、宇久
西部地域基幹相談支援センター	相浦、日野、江迎、小佐々、鹿町
北部地域基幹相談支援センター	清水、大野、中里、柚木、吉井、世知原

※中学校通学区域24か所(重複あり)

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした支援を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置個所数	運営形態
障がい者相談支援事業所	障がい	5 か所	委託

(各実施機関)

機関名	対象圏域
各地域基幹相談支援センター	各地域基幹相談支援センターの対象圏域と同様

(3)利用者支援事業

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づき、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、できうる限り妊産婦、子どもや保護者の意見や希望を踏まえて関係機関のコーディネートを行い、必要なサービスにつなげます。また、妊娠、出産からの母子保健と子育て期の児童福祉の両機能を一体的に行い、切れ目のない相談支援を行います。

相談支援機関	主な対象分野	設置個所数	運営形態
すこやか子どもセンター (児童福祉機能)	子ども・子育て	1 か所	直営
すこやか子どもセンター (母子保健機能)	子ども・子育て	1 か所	直営

(4) 自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、生活に困窮される方が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対して、本人や家族、関係者からの相談に応じて、必要な情報提供及び助言並びに関係機関とコーディネートを行います。また、支援計画の作成を行うなど自立の促進を図ります。

相談支援機関	主な対象分野	設置個所数	運営形態
(福)佐世保市社会福祉協議会	生活困窮	1 か所	委託

5章 地域づくり事業

1. 地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備すること、交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートすること、地域のプラットフォームの促進を通じて地域における活動を活性化すること等を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

設置形態	内容
基本型事業	介護、障がい、子ども、生活困窮分野の各地域づくりの機能を基本としつつも、属性に関わらず、地域住民を広く対象に多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

2. 地域づくり支援拠点の実施内容等

(1) 地域介護予防活動支援事業

介護予防を推進し、住民主体の通いの場を支援するボランティアの養成を目的とした研修を実施し、正しい知識を習得したボランティアが地域で活動できる体制構築を行います。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	運営形態
けんこう運動支援隊養成講座	介護	直営

住民主体の通いの場などの介護予防に取り組む地域の団体の活動を支援するため、必要な経費の一部補助を行います。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
通いの場	介護	322か所	補助

※令和8年1月時点

(2) 生活支援体制整備事業

高齢者のニーズに基づいた生活支援・介護予防サービスの創出、生活支援・介護予防サービスの担い手(生活支援サポーター)の養成、民間企業、NPO、ボランティア及び地域住民などが連携した支援体制づくり及び地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービスのマッチングを行う、生活支援コーディネーターを配置します。

また、生活支援コーディネーターを組織的に補完し、地域づくりにおける意識の統一を図る場や情報交換の場として地域の関係者で構成される協議体を設置します。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
第1層協議体(地域福祉・生活支援ネットワーク会議)	介護	1か所	委託
第2層協議体(別称:地域支えあい推進会議)	介護	27か所	委託

(各実施機関)

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
生活支援コーディネーター第1層	介護	1か所	委託
生活支援コーディネーター第2層	介護	27か所※	委託

※地区自治協議会の27圏域

(3)地域活動支援センター事業

本市に居住する障がい者及び障がい児に創作的活動又は生産活動の機能の提供、社会との交流の促進等の便宜等を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります(基礎的事業)。さらに、基礎的事業の充実強化を図るため、機能強化事業のいずれか1つを実施します。(条件あり)

I型:専門職員(精神保健福祉士等)の配置、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がい理解の促進に向けた普及啓発事業を実施します。

II型:地域において雇用、就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III型:在宅の障がい者等が地域において生きがいと喜びをもって活動できる場を提供します。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
地域活動支援センター I 型	障がい	1か所	委託
地域活動支援センター III 型	障がい	1か所	委託

(4)地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
子育て支援センター	子ども・子育て	4 か所	直営
子育て支援センター	子ども・子育て	5 か所	委託

(実施機関)

機関名	運営形態	対象地区
佐世保市東部子育て支援センター (早岐保育所)	直営	市内全域
董ヶ丘幼児園子育て支援センター	委託	
佐世保市幼児教育センター	直営	
佐世保市子ども発達センター	直営	
子育て支援センターほるとのき	委託	
親子ひろばよんぶらこ	委託	
佐世保市北部子育て支援センター (上相浦保育所)	直営	
日野子育て支援センター	委託	
おはし子育て支援センター	委託	

(5)生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域における多様な担い手が集まり、地域の課題や社会資源等を共有して意見を出し合うことで、新たな気づきを得て地域に還元できるよう、地域の担い手の新たな関係性の構築に資する取組を行います。

地域づくり支援拠点	主な対象分野	設置個所数	運営形態
(福)佐世保市社会福祉協議会	全分野	1 か所	一部委託

6章 多機関協働事業

1. 多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法

支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。また、本事業は、既存制度等では対応できない支援ニーズや単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例について、重層的支援会議を開催し、当該事例に係る支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る調整を行う、支援者を支援する役割を担います。

これらの支援を通じて、高齢・障がい・子ども・生活困窮の各分野の役割を調整するとともに、幅を広げる取組につなげ、包括的な支援体制の整備を推進していきます。

実施主体	主な対象分野	設置個所数	運営形態
佐世保市	全分野	1か所	一部委託

7章 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

1. アウトリーチを通じた継続的支援を担う体制等

長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人(潜在的な支援ニーズを抱える人)を早期に発見し、支援を届ける取組を行います。

潜在的な支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人の把握を行うため、支援関係機関や民生委員・児童委員、地域住民等に対し、同事業の周知活動を行います。

また、潜在的な支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人の把握を行うため、コミュニティソーシャルワーカー※が支援関係機関等との連携や地域住民、特に民生委員・児童委員とのつながりの中から把握を行います。

潜在的な支援ニーズを抱える人に関する情報を得たのち、当該本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、アウトリーチ支援員が本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行います。

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者などにつなぎ、関係性が安定するまで継続的な支援を行います。

※コミュニティソーシャルワーカー

地域において、生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化、サービスの開発等の地域支援を総合的に展開する専門職

実施主体	主な対象分野	設置個所数	運営形態
佐世保市	全分野	1か所	委託

2. コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカーは、潜在的な支援ニーズを抱える人を早期に発見するため、地域の拠点(民生委員・児童委員定例会、地域支え合い推進協議会、通いの場(サロン活動)等)に出向き、情報収集を行います。

実施主体	主な対象分野	配置人数	運営形態
(福)佐世保市社会福祉協議会	全分野	7名	補助、一部委託

8章 参加支援事業

1. 地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等

既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある事例について、参加支援員が支援対象者本人やその世帯の状況等を丁寧に把握し、地域の社会資源とのマッチングを行います。

既存の社会資源への働きかけや既存の社会資源の拡充を図るなど、支援対象者本人の社会参加に係るニーズに合った支援メニューを提示し、支援を行います。

支援メニューのマッチング後も、支援対象者本人の社会参加に係るニーズが満たされているか等の観点からフォローアップを行います。

参加支援事業者による支援が必要と判断された事例が生じた場合、迅速に支援を開始できるよう、(福)佐世保市社会福祉協議会が行う、地域の社会資源等とのつながりづくりの取組「くらしごとサポート事業※」等と連携して支援を行います。

※くらしごとサポート事業

参加支援事業の趣旨に賛同する地域の社会資源と(福)佐世保市社会福祉協議会が覚書を締結し、社会参加に係る支援メニューの新規・拡充を図る取組

実施主体	主な対象分野	設置個所数	運営形態
佐世保市	全分野	1か所	委託

2. 参加支援を行う際に活用可能な社会資源と想定される主な連携先

連携先
各種法人
ボランティア団体
地域サークル活動等

9章 関係機関間の一体的な連携に関する事項

1. 関係機関の情報連携

複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる体制を推進するため、関係機関のネットワークを構築し、支援を要する人に気づく情報連携を図ります。

会議体	
重層的支援体制整備事業 ワーキンググループ	包括的な支援体制の構築に向けた検討・協議
重層的支援体制整備事業 プロジェクトチーム	包括的な支援体制の構築に向けた進捗管理
個別会議	重層的支援会議、支援会議、地域ケア会議(介護、障がい)、 支援調整会議、要保護児童対策地域協議会等の各分野の個 別支援会議

2. 重層的支援会議の実施方法

(1)主催者と参加者

会議は本市が主催し、多機関協働事業者は運営を補助します。支援ニーズに応じて、支援関係機関、その世帯に関わる地域の関係者等の参加を求めます。また、支援対象者本人の参加が有益であると判断される場合には、本人の状態を十分に考慮した上で、参加の呼びかけを行います。

(2)会議の開催

会議は随時開催とし、対面による会議開催が困難な場合は、オンラインにより開催します。

また、会議は支援プランの策定時、再プラン策定時、プランに基づく支援終了(支援の中断を含む)の判断時に開催します。

多機関協働事業により策定されたプランに基づき、本市がアウトリーチ等を通じた継続的支援事業又は参加支援事業による支援を行うことを決定した事例については、当該事業に係るプランが策定された場合、会議において、プランの適切性の判断を行います。

(3)社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

会議において、社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取り組みを検討します。